

小中学校における国語科成立時期のずれに関する一考察

甲 斐 雄一郎

はじめに……問題としての国語科成立時期のずれ

小学校の国語科は、小学校令施行規則（明治33年）において成立した。一方、中学校においては尋常中学校ノ学科及其程度（明治19年）において国語及漢文科がすでに成立している。このことは国語科が小学校・中学校課程を貫く学科として明治33年にはじめて成立したことを示す。実際、小学校令施行規則と翌年の中学校令施行規則において、小学校の国語科、中学校の国語及漢文科に関する規定は「普通ノ言語文章ヲ了解」し「思想ヲ表彰スル」能力の養成、そして「智徳」の「啓発」に資する内容をもつという点で連続性が認められる。

しかし小学校国語科の内容構成は小学校教則大綱（明治24年）における読書作文科の要旨から大幅な変化があるわけではない。中学校は明治19年以降学科の名称において変化がなく、小学校は明治24年以降学科の要旨において変化がなかったのである。では小学校における国語科の成立はなぜ明治19年もしくは明治24年ではなく、明治33年であったのか。この小論ではこうした素朴な問いを起点として、学科名称としての国語に関する意味に迫りたい。そのために以下、明治20年代における小学校読書科と中学校国語科とにおける教材構成の変化に着目する。

小学校教則大綱下から小学校令施行規則下、すなわち国語科の成立に伴う小学校用教科書教材の転換に着目すると、以下の四項目に整理できる。

- 1 仮名の異体字，字音仮名遣い，漢字数の限定。
- 2 文章の種類限定，文章・語句の平易化。
- 3 口語文体の増加。
- 4 出典としての近世以前の作品の減少。

小学校教則大綱下において編集された尋常小学校用教科書のうち、明治二十年代に編集されたものをA類、明治三十年代に編集されたものをB類、小学校令施行規則に伴う国語科の成立時に編集されたものをC類とすると、四項目のうち1～3の変化はおおむねB類とC類との間に顕著である。小学校における国語科の成立が上記の変化を促したのである。

一方4が上記三項目と異なるのは、かならずしも国語科の成立に伴ってのものではなく、書肆による差はあるものの次頁の〈表〉にみるようにA類とB類の間にすでにその変化が認められることである¹⁾。1～3の変化とは時期がずれているために、それらの変化を促した条件を4の変化の理由と共通のものとして考えることは困難である。そこで以下、近世以前の作品を主たる教材としていた中学校国語科用教科書の編集方針の展開に着目し、小学校読書（国語）科との「乖離」から「接続」へという推移を検討することによって、所期の問題に接近することにした。

	文学社	集英堂	普及舎	金港堂
A	86/240(35.8)	100/240(41.7)	49/200(24.5)	47/181(26.0)
B	38/299(12.7)	42/216(19.4)	40/211(19.0)	44/190(23.2)
C	6/184(3.3)	3/160(1.9)	17/200(8.5)	10/178(5.6)

〈近世以前の教材数／全教材数（比率）〉

なお明治33年にいたるまで国語科用教科書の題名に「国語」と「国文」が混在するなど、両者の使い分けは必ずしも厳密ではない。しかしそのことについての検討は本稿では保留とする。

一 国語及漢文科と読書科との乖離

中学校教則大綱（明治14年）以前の各地中学校の学科課程をみるならば、ほとんどの場合、読むことに関わる書物は漢文のみであった。和漢文科はそうした実情に対し、日用の言語表現・理解の能力養成を目的として、漢文と並立しうる名称としての「和」を付して設けられるに至ったものである⁹⁰。この制度のもとで制定された各中学校の教則によれば、この学科の目的としてはことばの伝達機能の習得が強調されている。次に例として示すのは明治17年10月に制定された山形県中学校規則である。

文字ハ交通ノ要具ニシテ百科ノ学万種ノ業多少其便ニ資ラサルハナシ其智識ヲ与ヘ其使ニ熟セシムルハ教育上頗緊要ナリトス故ニ和漢文并ニ之ヲ授ケ其学習ノ法ハ読書作文ノ二トス
この目標のもとに山形県中学校では「和文」の教科用図書として、『和文読本』、『改正本朝文範』、『土佐日記』を用いることとしている。これらは当時の中学校の多くに共通する⁹¹。

明治19年に公布された中学校令に基づく尋常中学校ノ学科及其程度（省令）は新たに設置した国語及漢文の内容について「漢字交り文及漢文ノ講読書取作文」と規定しているのみである。そこで各地の中学校では、山形尋常中学校の「各学科授業要旨」（明治20年2月制定）にみるように、和漢文科の規定をほぼそのまま用いたようである⁹²。学科の要旨において大きな変化は認められないのである。

言語文字ハ交通ノ要具ニシテ百科ノ学万種ノ業其便ニ資ラサルハナシ其学識ヲ備ヘ其使用ニ熟セシムルハ教育上頗緊要ナリトス故ニ国語漢文雙ヘ授ケ其学習ノ法ハ講読、書取、作文ノ三トス
和漢文科は「交通ノ要具」、すなわち日用の言語表現・理解の能力養成を目的として設置されたものである。しかし当時は通常使用すべき日用の文体それ自体がまだ確定しているわけではなく、この学科の設置にはそのような文体の創出もあわせて期待されていた。ところが和文学者は規範とすべき日用の言語として和文脈への限定を志向していた。国語及漢文科はこうした方針を排除し、和文はもとより漢文訓読体や欧文体をも包括した「文明の良導體」としての普通文を創出するための名称変更の結果なのであった⁹³。

小学校教則綱領（明治14年）制定時における読方の要旨は「学術上ノ益アル記事或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スル」読本を用いて「読法、字義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理會

セシムルコトヲ旨トスヘシ」というものであった。これは中学校における和漢文科の目標と変わらない。和漢文に至る習熟の系統はこの時点では想定されていたのである。それにもかかわらず小学校での学科名称を和漢文としなかったのは、教育令中の学科名称に存在しなかったためである。しかしそれに加えて中古・中世の文章に範を置く和文が日常言語とはかけ離れたものであったため、小学校の児童には無縁、もしくは習得困難であると考えられたからでもあろう。読書科の教授内容は和文それ自体ではなく、その入門としての仮名交り文だったのである。

一方、小学校教則綱領下での諸教材および教授実践の実態は教材の話題題材に関わる教授に傾斜したものが多く、その実用的価値からの逸脱が当時の文部省関係者の問題意識を喚起していた。そして文章の話題題材もまた読書科の教授内容となっている実態をふまえるならば、話題題材それ自体の内容を明示し、「学術上ノ益アル記事」とする曖昧な表現を避けることにしたと考えられる。結果として明治19年に成立した読書科では、教材内容として「地理歴史理科ノ事項ヲ交ヘタル漢字交り文」(小学校ノ学科及其程度)に限定されている⁶⁹。

このように小学校における読書科は、言語教育学科としての言語の表現形式の習熟と諸学科入門としての話題題材の理解という二元的教授内容をもつ学科として成立したのである。

それに対し中学校においては、すでに述べたように「交通ノ要具」の教授・習得としてのねらいという点で和漢文と国語及漢文とは連続していた。この間、話題題材は問題になっていないのである。さらにこのことと関連することでもあるが、同時代の証言によれば和漢文科から国語及漢文科に名称変更した後も、国語は「専雅文ノコトニ解セラレ」、「数百年前ノ古書ヲ以テ年少ノ子女ニ課ス」というものであった⁷⁰。小学校と中学校における言語関連学科は、その目標においては一貫していたものの、文章の表現形式と話題題材の扱いとにおいて乖離していたのである。

二 国語科における小学校と中学校との継続性の獲得

文部省高等学務局は明治31年7月に『尋常中学校教科細目調査報告』(以下「細目」)を発行した⁷¹。同局名の緒言によるならば、公的な基準がないために学校間で生じていた学科内容の差異の解消を図ることを目的として、文部省が各学科ごとに調査委員を設けて作成させたものである。同局は「其是非得失ニ付本省ニ於テ、更ニ十分ノ査覈ヲ経ルニアラサレハ直ニ其全体ヲ是認シ之ヲ一般ニ施行セシムルコト能ハス」としているものの、これを刊行する理由については「尋常中学校ニ於ケル教授上ノ参考ニ供セハ其裨益スル所蓋鮮少ナラサルヲ信ス」としている。国語科の委員は上田万年、高津鉄三郎、小中村義象、芳賀矢一の四人であった。

この「細目」が注目されるのは、この「細目」と中学校令施行規則(明治34年)、および中学校教授要目(明治35年)とが類似していることと、文部省の刊行物において明治31年の段階ですでに小学校の学科を読書・作文・習字ではなく、「国語」としていることとによる。後者については次節で述べることにして、ここでは前者について検討する。

この「細目」では尋常中学校における「国語科ノ本旨」を次のように示している。

尋常中学校ノ国語科ハ小学校ニ於ケル国語教授ノ後ヲ承ケ生徒ヲシテ一層其理解力ト運用力

トヲ発達セシムルヲ目的トス

さらに分科のうちの一つとしての「講読科」の要旨として以下の三項目が挙げられている。

- (一) 読書力ヲ養ヒ併セテ口演及作文ノ模範ヲ示スコト
- (二) 高雅ナル文学上ノ趣味ヲ解セシメ兼ネテ徳性ヲ涵養スルコト
- (三) 百科ノ學術ニ関スル智識ヲ啓発スルコト

これらは次にみるように、中学校令施行規則（明治34年）における国語及漢文科の要旨に反映しているといえる。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

すでにみたように「普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得」とする要旨は国語及漢文科成立時から連続している。しかし「文学上ノ趣味ヲ養」うことと「智徳ノ啓発ニ資スル」ことは、公的にはこの「細目」に掲載されたのが初出である。とくに「智徳ノ啓発ニ資スル」ことが中学校における国語科の要旨に加わったことによって小中学校の乖離の問題の一部は解消したことになる。「智徳ノ啓発」もまた、小中学校を貫く学科内容となったのである。

この「細目」では各学年の「程度」について、具体的な作品名を挙げて示している。それらを示された文種に即してまとめるならば、以下のようになる。

今 文（第一学年から第五学年まで）

近 世 文（第二学年）東西遊記，近世畸人伝，貝原益軒の訓誡書類，徳川実記付録

（第三学年）駿台雑話，年山紀聞，読史余論，玉勝間

（第四学年）折焚柴記，経済録

（第五学年）国学者の擬古文

近 古 文（第三学年）保元平治物語，神皇正統記，十訓抄，樵談治要

（第四学年）徒然草，方丈記

（第五学年）謡曲，増鏡

中 古 文（第四学年）今昔物語，土佐日記，落窪物語

（第五学年）大鏡，今鏡，栄華物語

韻文・歌（第三学年）今様

（第四学年）古今集・中古近古歌人の詠草

（第五学年）近世歌人の和歌

国文学史（第五学年）概略

中学校令施行規則にもとづいて公布された中学校教授要目（以下「要目」）が「細目」と異なる点は、「細目」が第四学年で掲げた近古文中の徒然草，方丈記ではなく，源平盛衰記，太平記を挙げ，中古文はすべて省いた点，第五学年の内容を国文学史を除いて「前学年ニ準ス」とし，「細目」における第五学年の内容を省いた点にある。「要目」において中古文は中学校の国語科からははずし，学課課程の重点は今文，近世文に移行しているのである。

しかし「細目」の特徴をなす、今文を全学年に配置したこと、学年に伴って出典の時代を遡行する構成としたこと、第三学年までの各学年で挙げられた作品例、最終学年に国文学史を位置づけたこと等は「要目」に引き継がれている⁹⁹。さらに小学校との接続という観点からみるならば、「要目」においては第一学年の講読科の教科書に関して以下のように指示している。

- ・「小学読本トノ連絡ヲ図」ること。
 - ・「地理歴史理科工芸軍事農商等ニ関シテ必須ナル智識ヲ与フルモノ」であること。
 - ・第一学年用教材の難易の目安を「文部省編纂高等小学用読本第六七ノ程度」とすること。
- これらも「細目」における規定をそのまま継承したものなのである。

三 教科書編纂方針を規定した二つの条件

前節でみたように国語科は、明治30年前後に中学校の学科課程が小学校の課程に接近することによって小学校・中学校における一貫性を獲得したように見える。そしてこの背景には理念のレベルでの国語観の拡大と学校制度における小中学校の接続の明確化とを認めることができる。

(1) 国語観の拡大

「細目」の原型をなすものの一つとして指摘できるのが、明治27年6月に大日本教育会国語科研究組合が公にした「尋常中学校国語科の要領」（以下「要領」）である。「細目」作成者のうちの二人（高津、小中村）がこの「要領」の作成に関わった組合員であったこともその傍証となるだろう¹⁰⁰。

ここでは教材の出典として「第一学年には主として今日の文を講読せしめ第二学年には近世以下の文を講読せしむ」とし、教材の文体や話題題材については「その文体は作文の模範となりその事実理論は道徳歴史文学その他の學術に渉れるものを集めたる読本を主として用ふべし」と提案している。こうした方針の背景には、同時代の言語表現（今文）もまた中学校の学科内容となるという国語観の時代的拡大ともいべきものが認められる。そしてその変化をもたらした一因が、「要領」における次の記述であると考えられる。

国語に古今の差あり 古事記祝詞宣命の文は上古の国語なり 土佐日記徒然草等の文は中古の国語なり 貝原新井等の文は近世の国語なり 今日の法令書簡新聞の論説記事等の文は今日の国語なり 国語の範囲はかくのごとく広げれども中学校にては主として近世以下の国語を講習せしめ進んで中古の国語に及ぼしむ

この「要領」に示された、国語に「今日の国語」も含むとする方針は、以後の教科書編集方針に直接的な影響をもたらしている。

明治19年以降、「細目」の調査終了期限とされた明治30年末までに中学校国語科用教科書として検定を通った図書はのべ35種に及ぶ¹⁰¹。このうち文法書や文学史書、折焚柴記や神皇正統記、徒然草、増鏡等の抄出本を除きたいわゆる雑纂本は以下の12種である（左端は初版年、かつ内は検定年月）。

14年 稲垣千穎・松岡太愿『本朝文範』（20年10月）

- 15年 笠間益三『中学用読本』(20年6月)
- 15年 稲垣千穎『和文読本』四冊(21年5月)
- 17年 小中村清矩・中村秋香『日用文鏡』(21年3月)
- 23年 今泉定介・島山健『普通国文』二冊(29年4月)
- 26年 中村秋香『中等国語読本』二冊(27年11月)
- 27年 石田道三郎『新撰国文』八冊(28年7月, 29年5月・11月)
- 28年 藤井乙男『新編国文読本』五冊(29年9月)
- 28年 井上頼圀・逸見仲三郎『中等国文』十冊(29年12月)
- 28年 新保磐次『中等国文読本』十冊(30年1月)
- 29年 小中村義象・今泉定介『中学国文』六冊(30年1月)
- 29年 落合直文『中等国文読本』四冊(30年3月)

これらを編集方針によって分類するならば、「要領」公表の前後で分けることができる。

「要領」公表前の教科書には今文は採られていない。組合員であった今泉定介も、「要領」公表の四年前に島山健と刊行した『普通国文』(上・下)においては、79教材のうち、北畠親房、吉田兼好の二教材を除いたすべてを近世文で構成しているのである。また、「要領」公表の直前に刊行された中村秋香の『中等国語読本』も「前編は徳川時代の文におこりて、保元平時物語にとぢめ、後編は徒然草に始りて、竹取物語に終る」とする方針で構成されている。それに対して「要領」公表後に刊行された教科書は、比率に多寡はあるものの藤井乙男『新編国文読本』を除くすべてが、それぞれの第一・二巻には今文を掲載しているのである。

そのうちの一種である石田道三郎は『新撰国文』(教育書房)の凡例に、編集方針として中学一年生を読者として想定した一の巻上下に採録する教材として「すべて、今の世の人の手になれる文のみをとりて、古人の文を採らず。」と宣言している。その理由として石田が挙げるのは学習順序としての難易の問題と、話題題材についての学生の関心の問題とであった。

はじめて国文を授けんには、今の世のものを以て、これがはじめとなすべきこと、⁽⁷⁷⁾ 当然なる順序ならん。然のみならず、従来の教科書は、皆、古人の文に偏せるをもて、其の記載せる事項、おほくは、今の学生の感覚をひくもの少なく、はた、今の世の文章に遠ざかりて、一種奇異なる思をおこさしむるもの、甚、多きを以てなり。

前節において制度上読書作文習字科であった小学校教則大綱下の時期であるにもかかわらず、「細目」にはすでに「小学校ニ於ケル国語教授」とする文言がみえることを指摘した。読書、作文科への中学校の学課名称の転用は、小学校教育の中心的な内容であった今文をも国語とみなすことによって成立したと考えられるだろう。

もちろんこの「要領」の公開だけを契機として、今文をも国語とする国語観の広がりが教育界にもたらされたということとはできない。明治27年9月に文部大臣に就任した西園寺公望は、日本国民が列強に伍していくためには科学教育、英語教育を重視する必要があることを強調し、次のように述べている⁽²²⁾。

余は国文学のごときこれを専門家に譲り普通学課より除き去るも敢て不可なきを信ずるものなり試に思へ徒然草，土佐日記を誦するも深くその室に入らざれば何の効かある（中略）地方等の申出により国文科の時間を減じ若しは之を全廃し此に代ゆるに英語科を以てせんとする場合には之を許可し漸次之主義を拡め其目的を達せんとするにあるなり

ここで確認しておくべきことは明治28年の時点でおお、国語科の内容が近古文，中古文のみを指すとする認識が時の文部大臣にあったことである。それは中学校国語科の教授の実態について第一節で述べた当時の実情からすれば当然のことであった。しかし注目されるのはこの談話をめぐる反響に現れた国語観ともいうべきものである。その一つである『教育時論』の「時事寓感」においては、「国語と古文とは能く分別せざるべからず。」としたうえで、「土佐日記つれづれ草の如き」を「古文」，「小学校の読本にさへ用ゐらるる」文章，さらには中学校や高等の学校においても用いられる文章を「国文」としている。そのうえで同誌では古文も含めて国語科を「廃すべきの理は秋毫もあらざるなり。」としているのである⁽⁴³⁾。

実際には「国文科の時間を減じ，もしくはこれを全廃」する動きはなかった。したがって明治28年前後において国語が指し示す範囲をめぐっては，西園寺のように近世以前の文章を指すというとらえ方がまだ存在していたものの，『教育時論』のように近古以前の文章を古文としてこれらを国語とは分けようとする見方が支配的になっていたことが知られる。そして「細目」においては「上古の国語」を，「要目」においてはさらに「中古の国語」を国文学史の内容に限定し，国語科の内容ではありながら，鑑賞の対象として限定したのである。「要領」は，このような国語観の拡大と変化の端緒の一つをなしたという位置づけができるだろう。

(2) 接続関係の明確化

『新撰国文』の編纂に際して，石田は中学入学者として高等小学校四年間の修了者を想定していた。高等教育への接続がより重視されていたこの当時はそれが一般的であったのである⁽⁴⁴⁾。ところがこの教科書の編集中の明治27年9月に，尋常中学校入学規定が定められ，高等小学校第二年の課程修了とともに中学への入学が可能になることが明示された。このため石田はそうした入学者のためにあらためて首巻として『新撰国文初歩』二巻を編むことを凡例末尾で予告し，同年12月に刊行している。

そこに収められた教材は貝原益軒，松平定信，橋南谿，菅茶山，湯浅常山，滝沢馬琴，柳沢淇園，室鳩巢等，すべてが「古人の文」であった。第一学年を対象とした『新撰国文初歩』に近世文を収め，第二学年以上を対象とした『新撰国文』に今文を収めたという点で，自身が依拠した遡行の原理に矛盾しているのである⁽⁴⁵⁾。石田はこの問題について凡例で「材料の蒐集，及び其の取捨等には，いたく苦心せり。」と述べている。そしておそらくはその方針を正当化するために「かくせざれば，普通の国文，特に初歩として課すべき読本たるに適せず。併せて国文を教授する目的に背くべきを以てなり。」と記している。彼が採録した出典の多くは当時編集・発行されていた高等小学校用教科書に掲載されていた。たとえば近世以前の作品掲載率が低い部類に属する『高等小学読書教本』（今泉定介・須永和三郎共編，普及舎刊）の高等小学校第二学年用巻三，巻

四所収の教材のうち、当該教材の出典は以下の通り、50課中11課に達している。

貝原益軒「楽訓」(巻三4課, 18課), 「木曾路之記」(巻四10課), 林子平の書簡(巻三14課), 柳澤淇園「雲萍雑誌」(巻三20課), 橘南谿「東遊記」(巻三23課), 湯浅常山「常山紀談(参酌)」(巻四4課, 23課), 松平楽翁「花月草紙」(巻四9課), 中江藤樹の書簡(巻四13課), 伊勢貞丈「貞丈家訓」(巻四24課)

『新撰国文』においては「はじめて国文を授けんには、今の世のものを以て、これがはじめとなすべきこと、^(ママ) 当然なる順序ならん。」と述べたものの、近世の「国文」を高等小学校ですでに学んでいることを石田はおそらくこの時にはじめて知ったのだろう。そしてこの実態をふまえたならば、「すべて、今の世の人の手になれる文のみをとりて、古人の文を採らず。」という方針では「初歩として課すべき読本たるに適せず」、すなわち高等小学校読書科用教科書と中学校用教科書との間に難易・関心の点で転倒が生じてしまうために、こうした方針を選択せざるを得なかったのである。

しかし逆の問題は小学校の教科書編集の側にも存在したはずである。明治28年度以降の高等小学校二年修了と中学校入学との接続、そして中学校の国語教科書一学年用における教材としての今文の定着、この二つの条件は明治30年以降の高等小学校用教科書の編者たちにとって掲載作品の選択に際して近世以前の作品を制限する方向にはたらいたと推測される。そしてこのことが冒頭で述べた、高等小学校読書科用教科書において、A類とB類との間において近世以前の出典が占める比率が減少したことの原因であったと考えられる。

おわりに……国語科を方向づけたもの

以上の検討を経て、小学校の学科名称に国語科が成立したのが明治19年、24年ではなく、33年であった理由の一端についての解釈は可能になったと思われる。

明治19年の国語及漢文科成立時において、国語とみなされた範囲は「古事記祝詞宣命」から「貝原新井等」までであった。「今日の法令書簡新聞の論説記事等」もまた単なる漢字交じり文ではなく、国語であるとする認識が一般化したのは明治27年前後以降のことなのである。それに伴って中学校国語及漢文科の学科内容の重点が変化すると同時に、小学校読書作文科の学科内容としての漢字交り文をも国語として包含することになった。そしてそれが小学校及び中学校の学科内容として具体化した契機は、明治28年度から施行されることになった高等小学校二年生修了時と中学校入学との接続の明示であった。この接続の明示によって小中学校双方、とりわけ小学校の教材内容の見直しをもたらしたのである。

小学校・中学校課程を貫く学科としての国語科の成立には、この二つの条件が必要だったのである。そしてこの二つの条件設定をともに決定づけた人物と考えられるのが、明治26年3月から27年8月にかけて文部大臣を務めた井上毅である。

明治27年3月の尋常中学校ノ学科及其程度の改正では、改正の「一要点」として国語及漢文の週あたり授業時数を五学年合計で20時間から35時間へと増加させている。他学科に比べたならば

著しい増加である。その理由の一つとしてこの時の省令説明では、国語教育が「個人トシテ其ノ思想ノ交通ヲ自在ニシ日常生活ノ便ヲ給足スル為ノ要件」であるためとしている。これを含む省令説明に井上の考えが「明白に現はれて居る」ことはかねてから指摘されてきた⁽⁴⁶⁾。しかし「思想ノ交通」のために、漢文ではなく日本固有の文章を用いることができるようにすることは、和漢文科設置以来の目標であった。井上の固有性は日本固有の文章が満たす条件を、文相として明示したことなのである。

井上は文相就任以前から国民国家と国語との関係について「国民は猶珠玉のごとく国語は之を聯綴せる糸のごとし」と述べていた⁽⁴⁷⁾。そしてその「糸」としての国語、またその教育を重視するに至った契機は、フランス（1885年）、ドイツ（1892年）における現代語重視への教育改革が持つ意味についての検討と、日本の現状認識によってもたらされたものであったと考えられる⁽⁴⁸⁾。それが集約的に表れているのは「官報」に掲載された「国語講習会ニ於ケル文部大臣ノ演説」である。これは明治26年8月6日に「第一高等中学校ニ於テ開設スル所ノ国語教員ノ夏期講習会」で井上が行った演説の記録である⁽⁴⁹⁾。井上は明治26年を「久シキ年月ノ間、殆ド滅裂シタル所ノ国語国文ノ再ビ發達スルノ初期」と位置づけ、そのための学校教育の課題として国語国文を重視し、教授方法を誤らぬようにすることを挙げている。その基本的な方針は「国語国文ノ發達ヲ図ルタメニハ。復古ト謂ハンヨリモ寧ロ進歩ト謂フ考ヲ持チタイ。」というものであった。

具体的には、従来のように「古語古文ヲ主張スルコトニ過ギ」たならば、「世間ノ人ヲシテ一種奇僻ノ思ヲ為サシメ」る。したがって「国民一般ノタメニ適用サルル」国語は、「平易近切」で、「便利」であることが条件として挙げられる。ただし「今ノ俗語ヲ以テ言文一致ノ国文ト為スト云フダケノ資格ニ達シテ居ナイ」。そのため「現在ノ俗文ヲ我カ範圍ノ中ニ養ツテ、漸々ニ之ヲ準繩規則ノ途ニ引付ケテ、俗語文ト雅語雅文トノ間ニ適當ナル調和折合ヲ得」る努力を続けることによって、「善美ノ結果ヲ得ルノ時期ニ到着スルデアラウ」との見通しが語られるのである。さらに「古言古語ヲ珍重スルト云フダケノ働キ」では、「今日ノ複雑ナル學術社会ニ種々ノ必要ニ応ジテ、各種ノ思想ヲ表明スル」ことができない。そのため漢文漢字のみならず「欧羅巴ノ論理法」をも採用することが求められている。井上はこうした「国文国語ノ發達進歩ノ責ニ任スル此事業」について「今日ノ學問社会ノ中ニテ他ニ比類ノナイ一大事業デアル」と述べて参加者の意識の変革を訴えるとともに、自身もまた「諸君ト共ニ此一大事業ヲ背負テ進ム所ノ其末列ノ一人ト為ルコトヲ希望スル者デアル。」と自らの決意を表明している。

井上自身はこの宣言通り、字音仮名遣いを問題とし⁽⁵⁰⁾、あるいは「今の国文は此くありたしとの意味にて」普通文の典型作りを目的とした随筆をたびたび発表した⁽⁵¹⁾。これら一連の活動を通して直接的に「要領」における国語観の拡大と移行を導き、国語科の学課内容に変化をもたらした点に井上のもっとも顕著な役割を認められるであろう⁽⁵²⁾。

井上のもう一つの政策ともいえる中学校教育改革、とりわけ入学規定の明確化は就学率の向上が目的であった。その後の中学校政策には紆余曲折がある。したがって井上の中学校教育改革と国語科教材における今文への移行との間に直接的な関係を認めることは困難である。しかし明治

27年から明治34年にかけてのわずか7年の間に中学校・中学生の数は約3倍に達している⁽²⁾。それはおのずから小学校と中学校との学科課程における連続性を一層重視する必然性をもたらすことになったと考えられるのである。

注

- (1) A類～C類として用いた教科書は、甲斐雄一郎（2004年）「国語教科書における口語文体選択の契機—『沖縄県用尋常小学読本』の編集方針について—」（筑波大学国語国文学会『日本語と日本文学』第39号）に掲載した。
- (2) 甲斐雄一郎（2005年）「国語及漢文科の成立背景」『筑波大学教育学系論集』29号
- (3) 四方一瀾（2004年）『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版社、資料編、による。
- (4) 長岡安太郎（1991年）『明治期中学教育史—山形中学校を中心に』大明堂、169—170頁
- (5) 和文から国語への名称変更の理由はもちろんこればかりではなく、森有礼文部大臣の「国体教育」主義との関連を無視することはできない（井上毅 1881「故森文部大臣の教育主義」『皇典講究所講演』四、等）。しかし本稿では資料的な制約からそれを論証することは断念せざるを得ない。
- (6) 甲斐雄一郎（1991年）「読書科における二元的教授目標の形成課程」全国大学国語教育学会『国語科教育』第38集
- (7) 上田万年（明治22年10月）「小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」『大日本教育会雑誌』号外、細川潤次郎（明治26年8月）「国語講習会ニ於テ所見ヲ述ブ」『大日本教育会雑誌』131、等。また梧陰文庫（B-2609）中の明治27年の「茨城県尋常中学校学科程度及教科用書配当表」によれば、二年から四年に位置づけられた国語及漢文科中、国語は二年から四年まで位置づけられ、指定された教科用書は『和文読本』（二～三年）、『本朝文範』（四年）であった。
- (8) 文部省高等学務局（明治31年）『尋常中学校教科細目調査報告』帝国教育会、7—17頁
- (9) 遡行の原理は上田万年（明治23年）『国文学』巻之一の方針にその初出が認められる。
- (10) 大日本教育会国語科研究組合（明治27年7月）「国語科研究組合第一回報告」『大日本教育会雑誌』150。「国語科研究組合」は高津、小中村を含め、今泉定介、畠山健、萩野由之、嘉納治五郎、那珂通世、落合直文、安井小太郎、松井簡治、吾妻兵二、三上参次、三宅米吉、関根正直の計14名から成り、明治27年2月の設立より隔週水曜日に会合を持ち、「尋常中学校国語科ノ要領」「送り仮名法」「句読法」「文法ニ用フル名称ヲ一定スルコト」の四件について討議したという。本報告はそのうちの第一についてのものである。
- (11) 文部大臣官房図書科（明治32年）『自明治十九年五月至明治三十二年四月師範学校中学校高等女学校検定済教科用図書表』文部省、中村紀久二編（1985）『教書研究資料文献第四集』による。ただし実際には全国尋常中学校において使用している国語科教科書は明治27年の時点で69種類に及んでいる（「内外教育実況」『大日本教育会雑誌』161号、明治28年1月）。おそらくはこのような事実を追認するかたちで、文部省令は明治28年4月に「文部大臣未検定

の尋常中学校教科用図書採用手続」を定めている（省令二号）。

- (12) 雑報「西園寺文相の教育談」（明治28年8月4日）日本新聞社『日本』2141号
- (13) 時事寓感「古文学課全廃すべからず」『教育時論』374号（明治28年8月5日）
- (14) 米田俊彦（1992年）『近代日本中学校制度の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』27頁。
- (15) この教科書それ自体は検定に合格しているものの、東書文庫所蔵の検定見本におそらくは検定官によって付された付箋には次のように記されている。

新撰国文巻一凡例ニ古人ノ文ヲ取ラザル説アリ本書ハソノ前ニ読マシムルモノナルニ返リテスベテ古人ノ文也 主旨違ヘリ 本書ヲ新撰国文ニ比スルニ少シモ一年前用タルニ対応シタル程度ノ差ヲ見ズ
- (16) 教育史編纂会（昭和13年）『明治以降教育制度発達史』第三卷，龍吟社，205頁
- (17) 井上毅（明治22年）「序言」関根正直編『近体国文教科書』十一堂
- (18) 井上毅（明治27年4月）「井上毅文部大臣ノ談話」『大日本教育会雑誌』第145号
- (19) 井上毅（明治26年8月）「第一高等中学校ニ於テ開設スル所ノ国語教員ノ夏期講習会」『官報』第3035号
- (20) 井上毅（明治26年）「問目一則」（明治二十六年文部大臣井上毅 字音仮名遣に関する諮問）井之口有一・吉田澄夫共編『明治以降国字問題諸案集成』（昭和37年，風間書房）所収。
- (21) 内外雑纂「井上文部の国文」『教育時論』300号（明治26年8月15日）
- (22) 井上家文書中には「高津楯三郎立案」と記された草稿「普通教育ノ学校（中学校師範学校ニ於ケル国語科ノ本旨）」が存在する（B-3077）。国語教育の目的を実用に置いたこと、「法令ノ文新聞ノ論説雑報等」を「今日ノ国語」として国語の「範囲」に含めたこと，学年別の作品配当等，「細目」の原型をなした「要領」との共通点が認められる。立案の年月日を特定できないため資料としての価値には問題が存するものの，こうした案も井上の政策の根拠となったと推測される。
- (23) 『明治以降教育制度発達史』（前掲）第三卷・第四卷所収，学校統計第三期・第四期によれば，明治27年における中学校数は官立・公立・私立をあわせて82校，中学生数は22515人であった。それが明治34年時には242校，88391人にまで増加している。

参考文献

- 田坂文穂（1969年）『明治時代の国語科教育』東洋館出版
野口伐名（2001年）『文部大臣井上毅における明治国民教育観』風間書房
山根安太郎（1966年）『国語教育史研究』溝本積善館